**法人市民税関係書類**

**第２０号様式記載要領**

１．この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。

２．この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に１通を提出すること。

３．※印の欄は記載しないこと

４．「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第１５項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

５．金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。

６．法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

７．「期末現在の資本均等の額」の欄は、法第２９２条第１項第４号の２イ若しくはハ（政令第４５条の４において準用する政令第６条の２４第１号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第２９２条第１項第４号の５イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第２６４号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第４５条の５において準用する令和２年旧政令第６条の２５第１号に定める金額に限る。）に定める金額を記載すること。

８．通算法人（法人税法第２条第１２号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第３２１条の８第３項（令和２年改正法附則第１３条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第１３項、第１９項又は第２６項（令和２年改正法附則第１３条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第２０号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。

９．連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第２条第１２号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（令和２年改正法附則第１３条第４項若しくは第５項において準用する法第３２１条の８第３項若しくは令和２年改正法附則第１３条第６項において準用する法第３２１条の８第２６項又は令和２年旧法第３２１条の８第５項、第９項若しくは第１５項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第２０号様式別表１の３の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

１０．市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑪」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第２０号様式別表１の２の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

１１．「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の４０％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、税額控除超過額相当額等の加算額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の４０％相当額）の合計額を記載すること。

１２．「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を「当該法人の全従業者数」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数」の欄の数値のけた数に１を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「左のうち当該市町村分の従業者数」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

１３．　「⑳のうち見込納付額」の欄は、法人税法第７５条の２第１項（同法１４４条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第７５条の２第１１項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和２年旧法人税法第７５条の２第１項（法人税法第１４４条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和２年旧法人税法第８１条の２４第１項の規定により連結確定申告書（令和２年旧法人税法第２条第３２号に規定する連結確定申告書をいう。）の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第１２条の７の７に規定する連結完全支配関係をいう）がある連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第１２号の７に規定する連結子法人をいう。）（令和２年旧法人税法第２条第１６号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

１４．　「還付請求税額」の欄は、法第３２１条の８第３２項又は令和２年旧法第３２１条の８第２０項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第４８条の１２又は令和２年旧政令第４８条の１２の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

１５．「法第１５条の４の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第１５条の４第１項又は令和２年旧法第１５条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

**◎均等割及び法人税割の税率は、下表のとおりです。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　法人等の区分 | 枚方市内の従業者数の合計 | 税率 |
| 均等割（年額） | 法人税割 |
| １ | 「資本金等の額」が５０億円を超える法人 | ５０人超 | 3,000,000円 | 平成26年9月30日以前に開始する事業年度１４．７％ | 平成26年10月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度１２．１％ | 令和元年10月1日以後に開始する事業年度８．４％ |
| ５０人以下 | 410,000円 |
| ２ | 「資本金等の額」が１０億円を超え５０億円以下の法人 | ５０人超 | 1,750,000円 |
| ５０人以下 | 410,000円 |
| ３ | 「資本金等の額」が1億円を超え１０億円以下の法人 | ５０人超 | 400,000円 |
| ５０人以下 | 160,000円 |
| ４ | 「資本金等の額」が1千万円を超え1億円以下の法人 | ５０人超 | 150,000円 |
| ５０人以下 | 130,000円 |
| ５ | 「資本金等の額」が1千万円以下の法人 | ５０人超 | 120,000円 |
| ５０人以下 | 50,000円 |
|  | 上記以外の法人 |  | 50,000円 |

（注）資本金の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として、法人税法行令第8条に規定する金額をいいます。ただし、保険業法に規定する相互会社については、純資産額として地方税法施行令第45条の3の2の規定により算定した金額をいいます。（平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあっては、「資本金等の額（前述の金額から無償増減資等の額を加減算した額）」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。）